

## 公売公告兼見積価額公告

飛税第128号  
令和8年7月2日

岐阜県飛騨県税事務所長



岐阜県税条例第16条第6項の規定によりその例によることとされる国税徴収法第94条の規定により下記の差押財産の公売をするため、同条例第16条第6項の規定によりその例によることとされる同法第95条第1項(第99条第4項)の規定により公告します。

また、同条例第16条第6項の規定によりその例によることとされる同法第98条の規定により公売財産の見積価額を決定しましたので、同条例第16条第6項の規定によりその例によることとされる同法第99条第1項の規定により見積価額を公告します。

公売保証金 公積価額 公証金額	売却区分番号	公 売 財 産		公売保証金	見積価額
		名称、性質、所在、賃借権又は 地上権等の権利の内容、その他	数量		
		* * 別紙付表のとおり * *			
公 売 方 法		期間入札			
公 売 日 時	公売参加 申込期間	令和8年7月9日午後1時00分から 令和8年7月21日午後11時00分まで			
	入札期間	令和8年7月27日午後1時00分から 令和8年8月3日午後1時00分まで			
公 売 場 所		KSI官公庁オークション ( <a href="https://kankocho.jp">https://kankocho.jp</a> )			
売 却 決 定		日時	令和8年8月24日午前10時00分	場所	岐阜県飛騨県税事務所
代金納付期限		令和8年8月24日午後2時30分まで			
買受人についての 資格その他の要件		「岐阜県インターネット公売ガイドライン」のとおり ( <a href="https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/289445.pdf">https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/289445.pdf</a> )			
そ の 他	「岐阜県インターネット公売ガイドライン」のとおり ( <a href="https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/289445.pdf">https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/289445.pdf</a> )  最高価申込者決定日: 令和8年8月3日 午後2時00分 場所: 岐阜県飛騨県税事務所				
配当を受ける者の権利の申出について この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定する日の前日までに債権現在額申立書によりその内容を岐阜県飛騨県税事務所長に申し出てください。 なお、債権現在額申立書の用紙は、岐阜県飛騨県税事務所に用意してあります。					



備考 第8号様式備考は、この様式について準用する。

(滞納処分の根拠となる規定)

地方税法では、各税目の徴収金に係る滞納処分については、国税徴収法の例によることを定めています。

税目	根拠規定	
	差押えの根拠	国税徴収法に規定する滞納処分の例による根拠
法人県民税	地方税法第68条第1項第1号	地方税法第68条第6項
県民税利子割	地方税法第71条の19第1項第1号	地方税法第71条の19第6項
県民税配当割	地方税法第71条の40第1項第1号	地方税法第71条の40第6項
県民税株式等譲渡所得割	地方税法第71条の60第1項第1号	地方税法第71条の60第6項
法人事業税、個人事業税	地方税法第72条の68第1項第1号	地方税法第72条の68第6項
不動産取得税	地方税法第73条の36第1項第1号	地方税法第73条の36第6項
自動車取得税	地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)第2条の規定による改正前の地方税法第136条第1項第1号	地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)第2条の規定による改正前の地方税法第136条第6項
自動車税 (令和元年9月30日以前に課されたもの)	地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)第2条の規定による改正前の地方税法第167条第1項第1号	地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)第2条の規定による改正前の地方税法第167条第6項
地方法人特別税	地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条の規定によりその例によることとされる地方税法第72条の68第1項第1号	地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条の規定によりその例によることとされる地方税法第72条の68第6項
特別法人事業税	特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第8条の規定によりその例によることとされる地方税法第72条の68第1項第1号	地方法人特別税に関する暫定措置法第8条の規定によりその例によることとされる地方税法第72条の68第6項
自動車税環境性能割	地方税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第2号)第1条の規定による改正前の地方税法第175条第1項第1号	地方税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第2号)第1条の規定による改正前の地方税法第175条第6項
自動車税種別割	地方税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第2号)第1条の規定による改正前の地方税法第177条の21第1項第1号	地方税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第2号)第1条の規定による改正前の地方税法第177条の21第6項
自動車税 (令和8年4月1日以降に課されたもの)	地方税法第168条第1項第1号	地方税法第168条第6項



付表（公売財産の明細）

売却 区分 番号	公売財産の内容		公売保証金	見積価額
	名称、性質、所在、賃借権又は地上権等の権利の内容、その他	数量		
飛 F 1	<p>【基本情報】</p> <p>&lt;登記簿の表示&gt;</p> <p>土地</p> <p>1 所 在 高山市朝日町西洞字若林 地 番 1628番166 地 目 山林 地 積 1154㎡</p> <p>2 所 在 高山市朝日町西洞字若林 地 番 1628番171 地 目 山林 地 積 1072㎡</p> <p>家屋</p> <p>1 所 在 高山市朝日町西洞字若林1628番地166、1628番地171 家屋番号 1628番166 種 類 保養所 構 造 鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺地下1階付2階建 床 面 積 1階 495.37㎡ 2階 376.36㎡ 地下1階 141.70㎡</p> <p>&lt;所在地&gt; 登記簿の表示に同じ</p> <p>&lt;交通、最寄駅など&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ JR高山本線「高山駅」から約35km（道路距離）</li> <li>・ JR高山本線「飛騨小坂駅」から約19km（道路距離）</li> <li>・ 中部縦貫自動車道「高山IC」から約40km（道路距離）</li> </ul> <p>&lt;現況&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 御嶽鈴蘭高原観光開発株式会社が管理する「鈴蘭高原別荘地」内に所在する。</li> <li>・ おおむね東向きの緩傾斜地にあり、北の別荘地内道路に接道（幅員約6m）。</li> <li>・ 東西南側は別荘地他区画と隣接。</li> <li>・ 水道、排水とも通水試験未実施のため状態不明。</li> <li>・ 温泉の加温装置及びその付帯装置、また、電気設備、消防設備について、通常通りの稼働ができるか不明。</li> <li>・ 地下1階は大量のカビの発生がみられ、クロスも剥落している。</li> <li>・ 1階、2階のクロス剥落は限定的。</li> <li>・ バルコニーが一部破損。</li> <li>・ 建物内において雨漏りの痕跡はなかったが、屋根の状態は未確認。</li> <li>・ 水栓具、衛生器具の一部が取り外されている。</li> <li>・ 敷地内の建物西側に未登記の附属建物（車庫）あり。一部破損。</li> </ul> <p>&lt;管理状況等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公売財産が所在する別荘地は、御嶽鈴蘭高原観光開発株式会社（以下、「管理会社」という。）が管理している。</li> <li>・ 買受人は、管理会社が定める管理規約「別荘地管理共益規程」に基づき、管理共益費等を管理会社へ毎月支払わなければならない。</li> <li>・ 公売財産の利用目的や利用方法について制約があるため、入札参加申込をする前に必ず管理会社へ詳細を確認すること。</li> <li>・ 令和8年4月26日現在、前所有者と現所有者との間で温泉利用権の名義書換手続きがなされておらず、名義が前所有者のままとなっている。買受人は温泉利用権に関して各種手続き及び費用が必要になることから、入札参加申込をする前に必ず管理会社へ詳細を確認すること。</li> <li>・ 管理規約その他の内容についても、管理会社に確認すること。 管理会社：御嶽鈴蘭高原観光開発株式会社 電話番号：0577-57-2222</li> </ul> <p>【土地の情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土地面積 登記簿2,226㎡</li> <li>・ 土地権利、持分 所有権、100/100</li> <li>・ 地目 登記簿：山林（現況：宅地）</li> </ul> <p>&lt;主な公法上の規制等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市計画区域外</li> <li>・ 土砂災害警戒区域等の指定なし</li> </ul>	<p>土地 2筆</p> <p>建物 1棟</p>	530,000 円	5,300,000 円



売却区分番号	公売財産の内容		公売保証金	見積価額
	名称、性質、所在、賃借権又は地上権等の権利の内容、その他	数量		
	<p>&lt;その他法令等の規制&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく「宅地造成等工事規制区域」に指定。</li> <li>・景観法に基づく「高山市景観計画区域」に指定。</li> </ul> <p>&lt;地勢など&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地勢：高台地</li> <li>・標高：約1,357m</li> <li>・間口：約67m、奥行：約33m</li> <li>・形状：ほぼ長方形地</li> </ul> <p>&lt;幅員、接道状況&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北側：幅員約6mの別荘内道路に接道</li> </ul> <p>&lt;供給処理施設等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上水道：専用水道</li> <li>・下水道：浄化槽利用（人槽、単独、合併の区別は不明）</li> <li>・電気：あり</li> <li>・ガス：プロパン</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地下の埋設物の有無については未調査。</li> <li>・岐阜県遺跡地図によると、文化財保護法に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地には含まれていない。</li> <li>・対象不動産において、埋蔵文化財の記録作成のための発掘調査、試掘調査等の措置は指示されていない。また、過去に発掘調査等は行われていない。</li> <li>・対象不動産は、土壤汚染対策法の規定による以下に示す土地を含まない。また、過去においてこれらの指定若しくは土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成21年法律第23号）による改正前の土壤汚染対策法の規定による指定区域の指定の解除がなされた履歴がある土地を含まない。</li> <li>A) 有害物質使用特定施設に係る工場若しくは事業場の敷地又はこれらの敷地であった履歴を有する土地</li> <li>B) 土壤汚染状況調査を行う義務が発生している土地</li> <li>C) 要措置区域の指定若しくは形質変更時要届出区域の指定がなされている土地</li> </ul> <p>【建物の情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・延床面積 1,013.43㎡</li> <li>・構造 登記簿の表示と同じ</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成6年7月10日新築。最終利用時期不明。</li> <li>・未登記附属建物（車庫）あり。一部破損。</li> <li>・アスベスト含有吹付材及び成形材、PCB含有機器等の使用の有無については未調査。</li> </ul> <p>【注意事項】</p> <p>公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分御理解の上、御入札ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公売への参加申し込みを希望する場合は、国税徴収法第99条の2の規定に基づく、暴力団員等に該当しないこと等の「陳述書」を、入札開始の2開庁日前までに、岐阜県飛騨県税事務所に御持参いただくか、郵送により送付（必着）してください。</li> <li>・公売財産については、あらかじめその現況（権利関係等）及び関係公簿等をご自身で確認して入札してください。なお、出品者（岐阜県）は関係資料を提供できません。</li> <li>・建物図面については、岐阜県飛騨県税事務所に備え付けてありますので、閲覧可能です。</li> <li>・出品者（岐阜県）は、公売財産の種類又は品質に関する不適合についての瑕疵担保責任を負いません。</li> <li>・執行機関（岐阜県）は買受人の請求に基づいて不動産登記簿上の権利移転のみを行います。権利移転に伴う費用（移転登記に係る登録免許税等）は買受人の負担となります。</li> <li>・取得した公売財産には、固定資産税及び不動産取得税が課税されます。</li> <li>・土地の境界については、買受人が管理会社や隣接所有者と協議してください。</li> <li>・公売財産には、所有者や第三者の居住はありません。</li> <li>・所有者から鍵は預かっていません。</li> <li>・公売財産の敷地内にある動産類（軽自動車、自動販売機、家具などを含む）については、公売対象ではありません。</li> <li>・公売財産の買受人となっても、敷地内にある動産類については所有権を取得しないため、所有者との協議が必要となります。</li> <li>・出品者（岐阜県）は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や敷地内にある動産類の取扱いなどは、すべて買受人の責任において行うこととなります。出品者（岐阜県）は関与しません。</li> <li>・掲載画像は、岐阜県職員がデジタルカメラで撮影したものです。撮影時の環境や、ご覧になるパソコン等の環境により、実際の色合いと異なることがあります。</li> </ul>			



売却区分番号	公売財産の内容		公売保証金	見積価額
	名称、性質、所在、賃借権又は地上権等の権利の内容、その他	数量		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費税及び地方消費税について、公売物件は混在財産に該当します。(インボイスは交付しない)</li> <li>・法令等の規定により公売手続を中止することがあります。</li> <li>・公売財産に係る未納税の完納の事実が買受人の買受代金の納付前に証明されたときは、その売却決定を取り消します(不動産等の最高価申込者等の決定後、売却決定前に公売の基因となった未納税の完納等による消滅の事実を確認したときは、最高価申込者等の決定を取り消します)。</li> </ul>			

